

令和3年度 静岡県福祉サービス第三者評価基準の制定の概要

1 経緯

令和3年3月29日「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」が策定された。

2 放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドラインの内容

(1) 共通評価基準について

「福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン」を基本とし、第三者評価の趣旨を変えることなく効果的に評価できるよう配慮し、以下のとおり整理された。

① 用語の置き換え

区分	放課後児童クラブ版	共通評価基準ガイドライン
用語	放課後児童クラブ	福祉施設・事業所、法人
	子どもや保護者等	利用者
	運営主体	管理者
	育成支援の計画	福祉サービス実施計画

② 評価外の取り扱いについて

共通評価基準ガイドラインにおける³²Ⅲ-1-(2)-③（福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。）は、放課後児童クラブにはそぐわないものとして評価外とした。

(2) 内容評価基準について

「放課後児童クラブ運営指針」に準拠した内容とした。

3 本県の対応

以下の理由から、国のガイドラインの内容を用いた本県の評価基準を定め、本県の評価対象とする。

- ・放課後児童クラブは、利用者の増加により年々増加傾向にあるが、運営主体・運営形態のが多様であること等からサービスの質にばらつきが生じているため、一定水準の質を確保するための取り組みが必要である。
- ・現在、本県の評価対象となる福祉サービスは全て国のガイドラインと同じ項目であり、県独自の項目は設けていない。
- ・放課後児童クラブのガイドラインは、共通評価基準については、共通評価基準ガイドラインの用語の書き換え及び評価項目の削除のみを行い、内容評価基準については、放課後児童クラブ運営指針に準拠した内容としている。
- ・放課後児童支援員の育成支援を行なっている特定非営利活動法人静岡県学童保育連絡協議会に意見聴取を行なったところ、国のガイドラインと同じ項目とすることには「特に異論はない。」との回答があった。

- ・ 他県の状況…すべての評価対象において独自に基準を策定している東京都及び愛知県以外の都道府県は、国のガイドラインをそのまま採用している。
- ※東海北陸6県、累計評価件数の比較的多い府県に照会。新潟県は、基本的に国のガイドラインをそのまま採用しているが、すべての評価対象において国のガイドラインに独自に災害関係の項目を追加している。

4 今後の予定

令和4年1月	評価基準の制定、関係機関への周知
令和4年2月	継続研修の実施
令和4年4月	評価基準の施行

<参考>

1 放課後児童クラブとは

法律上の名称は「放課後児童健全育成事業」で児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、市区町村の主導のもと公営又は民営の団体に委託して実施される事業。

利用対象は小学校に就学している児童で、共働き家庭等保護者が就労などの事情で学校の授業が終わった後や夏休みなどの長期休業中に家庭にいない児童に、小学校の余裕教室や児童館などを利用して、大人の見守りのもとで安心して遊びや学び、活動の場を与え健全な育成を図ることを目的としている。

2 放課後児童クラブの基準

(1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

放課後児童クラブの質を確保するため放課後児童支援員の資格や配置基準、児童一人あたりの専用区画の面積基準、子どもの数、開所日数や時間などを定めた。

(2) 放課後児童クラブ運営指針（平成27年4月厚生労働省策定）

省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されるため、その運営の多様性を踏まえつつ、集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保が図られるよう、基準より具体的に、事業者や支援員向けの指針として策定された。（「全国的な標準仕様」としての性格を明確化するもの）

3 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助（国1/3、県1/3、市町1/3；基準額300千円）

4 放課後児童クラブ設置状況

(単位:か所、%)

区分	静岡県						(参考) 全国	
	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 2 年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
設置・運営主体	667	100.0	700	100.0	713	100.0	26,625	100.0
公立公営	148	22.2	151	21.6	150	21.0	8,103	30.4
公立民営	482	72.3	499	71.3	506	71.0	12,747	47.9
私立民営	37	5.5	50	7.1	57	8.0	5,775	21.7
実施場所	667	100.0	700	100.0	713	100.0	26,625	100.0
学校余裕教室	225	33.8	227	32.4	233	32.7	7,623	28.6
学校敷地内施設	233	34.9	241	34.5	258	36.2	6,652	25.0
児童館・児童センター	9	1.3%	10	1.4	9	1.2	2,473	9.3
公的施設等	60	9.0%	67	9.6	64	9.0	3,193	12.0
その他	140	21.0%	155	22.1	149	20.9	6,684	25.1

※ 令和 2 年 7 月 1 日現在